

大麻泉小学校いじめ防止基本方針

(令和3年2月改訂)

【基本理念】

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、江別市立大麻泉小学校のいじめ防止基本方針を策定した。この基本方針のもとに、「学校いじめ対策組織」を置き、大麻泉小学校では豊かな心と健やかな体を育成する教育を推進し、すべての子どもが、笑顔あふれる、希望に満ちた学校生活を送るために、いじめの起こらない学校づくりを推進する。

【いじめの定義、いじめの理解】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第3条）

【いじめの未然防止】

- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起りうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のために、学校の教育活動全体を通じて指導を行う。全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」とことであることにについて理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことを大切にする。
- 児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論するなどのいじめの防止に資する活動に取り組む。また、未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 児童に対して、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させ、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係及び学校風土を醸成する。
- 教職員は、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。特に配慮が必要な児童については、日常的に特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。未然防止のための具体策として、いじめゼロを目指した児童会活動やネットいじめ防止のための情報モラル教室などを実施する。

【いじめ防止のための具体的取組】

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や自己肯定感を育む体験活動などの充実
- 豊かな心と健やかな体を育成する教育、規範意識や思いやりの心などを育成する教育の推進
- いじめゼロを目指した児童会活動（児童が自主的にいじめの問題について考え、議論する活動）
- 異学年交流を充実させ、他者から認められる、他者の役に立っているという「自己有用感」を高める
- いじめに関する校内研修を年に複数回行い、全ての教職員の共通理解を図るとともに、資質能力の向上を図る
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う
- いじめ未然防止プログラム、および早期発見・事案対処マニュアルの策定を行う
- 校内研修も含めた、学校いじめ対策組織の年間活動を計画する
- 学校いじめ防止基本方針については、学校HPで公表し、児童、保護者等に説明する

【早期発見】

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。
- いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが重要である。
- 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保たなければならない。
- 児童からの相談に対しては、学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。教職員は、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを理解する。

【早期発見のための具体的取組】

- 早期発見のための具体策として、北海道教育委員会が実施するアンケートや学校独自のアンケート、教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ。
- いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。
- いじめは、単に「加害者」と「被害者」だけの問題ではなく、「観衆」や「傍観者」などの周囲を含めた「集団の問題」であることを認識する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

【いじめへの対処】

- いじめがあることが確認された場合は、直ちに関係する児童の安全を確保する。また、特定の教職員で抱え込みます、速やかに組織で対応する。
- 加害、被害児童生徒の話を真摯に聴取、傾聴し、教育的な視点に立って、問題の原因を探り、解決を図る。
- 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。
- 学校の教職員が、いじめの発見・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みます、速やかに、学校いじめ対策組織に対し報告し、学校の組織的な対応につなぐようにしなければならない。
- 各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。
- 学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- いじめは単に、謝罪をもって安易に解消するものではない。
いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ・ 被害児童生徒に心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
 - ・ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織は、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行する。
- いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察することが必要である。

【学校いじめ対策会議】 【専門機関・地域との連携】

- 学校いじめ対策組織の役割は、以下のようなものがある。
 - ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
 - ・ 学校いじめ対策組織の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知する役割
 - ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - ・ いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
 - ・ いじめの被害児童生徒に対する支援、加害児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
 - ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修訂を行う役割
 - ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
 - ・ 学校いじめ防止基本方針による取組が、より実効性の高いものとなるよう、適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行う役割
- 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が重要である。また、いじめの問題について、PTAや地域の関係機関と連携する体制を構築することも必要である。
- いじめ問題の対応においては、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や教育委員会は関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。
- 心理や福祉の専門家については、スクールカウンセラー、心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーなどの協力を求める。

【インターネットを通じて行われるいじめに対する対策】

- インターネットを通じて行われるいじめの未然防止のため、児童及び保護者に対して情報モラルに関する啓発活動を実施する。
 - 教育委員会が実施するネットパトロールに加え、学校でも必要に応じてネットパトロールを行い、関係機関と連携・協力して対応を進める。
- 【主な取組】
- ネットモラル教室の実施
 - ネットパトロールの実施
 - ネットマナーの向上を目指した児童会活動
 - 児童が主体となったネット利用ルールづくり（「えべつスマート4ルール」の啓発・徹底）

【重大事態への対処】

- 重大事態とは、法の規定に基づき、次の場合をいう。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(いじめ防止対策推進法第28条)

- ・ 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。
- ・ 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
- ・ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという立てがつたときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」といはるは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。

■ 学校による調査

- ・ 重大事態の報告
重大事態が発生した場合、学校は教育委員会に迅速に報告し、教育委員会と協議の上、調査主体を決定する。
- ・ 重大事態の調査組織
学校が調査主体となるときは、速やかに「いじめ対策委員会」において調査を実施する。ただし、重大事態の性質によっては教育委員会との協議により、専門的知識を有する第三者の参加を図ることで、調査の公平性・中立性を確保するように努める。
- ・ 事実関係を明確にするための調査の実施
学校は重大事態が発生したことの真摯に受け止め、児童及び保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されることがないよう配慮する。
- ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
- ・ 学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。
- ・ 教育委員会が調査主体となる場合
教育委員会が調査主体となる場合には、教育委員会の指示のもと、資料提供など、調査に協力する。